

第七十二号議案

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「の指定」の下に「（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市の長による施設の指定を含む。第五十二条第三項において同じ。）」を加え、「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正を踏まえ、規定を整備する必要がある。

第七十二号議案

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例